



<犬・猫を飼われている方へ>

犬や猫は、ともに暮らすことで生活を豊かにしてくれます。
しかし、間違った飼い方をすると周囲の人たちへの迷惑やトラブルの元となります。犬や猫を飼うことは、その一生について責任を持つことです。

■□■ ペットのふん尿はきちんと処理しましょう ■□■

神栖市内でペットのふん尿に関する相談が寄せられています。

散歩のときは、必ず処理袋を持ち、ふんは自宅に持ち帰って処理をしましょう。
また、尿はペットボトル等で持参した水等で洗い流しましょう

◇◆◇飼い主の責任◇◆◇

○犬の放し飼いは禁止です！

法律や県の条例で犬の放し飼いは禁止（罰則あり）されています。

散歩のときも引き綱は必ずつけましょう。

また、猫は、屋内で飼うよう努めましょう。

○犬の登録と狂犬病予防注射（毎年）は飼い主の義務です！

鑑札と注射済票には固有の番号が刻印してあるため、首輪に付けておくと、迷子になった場合、その番号から、飼い主がわかるようになっています。

○犬・猫を捨てることは犯罪です！見かけた場合は、警察へ通報して下さい！

子犬、子猫は飼っていただける方を探しましょう。飼い主の責任で不妊・去勢手術を受けましょう。市では手術に対して補助金を交付しています。

問合せ先	神栖市役所環境課	0299-90-1147
	茨城県動物指導センター	0296-72-1200